



発行：2014年11月3日(月) No. 111

名古屋北部民主商工会
〒462-0035 北区大野町3-19
TEL (052)915-8111
FAX (052)915-8114
E-mail jimukyoku@hokubuminsho.st1.jp

安倍内閣退陣で消費税10%やめさせよう！！

「消費税8%緊急アンケート」に多くの皆さんにご協力いただきありがとうございました。愛商連として、9月末までに905名分が集約。名古屋北部民商としては現在56名分集まっています。消費税の価格転嫁について「できている」49%、「一部できている」14%、「できていない」24%となっています。半数の方が「身銭」を切っている状況です。増税後の売上は「増えている」6%、「変わらない」「減っている」は9割以上。利益は「増えている」4%、「変わらない」42%、「減っている」48%と大変な状況です。世論調査でも「消費税10%反対7割超」と報道されており、安倍内閣の支持率も急落しています。11月29日には東京で国民大集会、愛知でも県民集会が開かれます。集会に先立って11月19日に国会要請行動が行われ、民商から代表が署名を持っていきます。手元に集めた署名のある方は至急事務所までお願いします。

<お詫び>

平安支部「カラオケ交流会」のお店の屋号の訂正のお知らせ

前回、お知らせしたお店の屋号が以前の名前になっていました。貸して下さる会員さんに大変失礼いたしました。お詫びして訂正いたします。

みなさんぜひご参加ください。

◎とき 11月15日(土) 午後1時～4時

◎ところ アンバランス

電話 052-915-1446

(ダイエー上飯田店から南へ300m、徒歩3分)

愛知商工交流会で経営のヒントを

愛商連主催「愛知商工交流会」が開催されます。

【日時】11月16日(日) 午前10時～午後4時

【場所】日本ガイシフォーラム

(JR笠寺駅徒歩3分、有料駐車場あり)

* 午前10時～12時 記念講演

岡田知弘氏(京都大学教授)

* 午後1時～4時 分散会

経営革新セミナー、商売大交流会ほか

(民商で参加費・弁当代負担します)

労働者の健康と安全シリーズ②・健康診断を行いましょ！

今回からは、労働安全衛生法(労安法)の具体的規定を見ていきたいと思います。



さて、みなさんの会社では、社員さんの健康診断を定期的に行っていますか？実は、これはすべての事業者に対して課せられている義務なのです。労安法では、「事業者は、労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、医師による健康診断を行わなければならない」(労安法66条1項)とされています。さらに、厚生労働省令で(1)雇入れ時の健康診断と(2)1年以内ごとに1回の定期健康診断が義務づけられています。この義務違反には刑罰も科せられています。

毎年、健康診断を行うことは、労働者の疾病を早期に発見し、これに対処していくために必要不可欠であると法律は考えているわけです。労働者の健康がいつの間にか悪化して、突如、不測の事態が起きたとすれば、業務に支障が出る可能性がありますから、定期的に労働者の健康を管理することは会社にとっても大事なことです。

では、健康診断で健康上の問題点が発見された場合については、どうすればいいでしょうか。事業者は、医師の意見を参考にして、就業場所の変更や作業の転換、労働時間の短縮などの措置を講じなければならないとされています(労安法66条の5)。措置をとったとしても、労働者を働かせる以上、使用者は健康に配慮する義務を負いますので、私傷病による休業をさせて対応する方がよい場合もあります。普段から、働く人のことを気遣って、健康診断くらいは当たり前。それが、結局は会社にとっての利益にもつながるはずですよ。

2014年11月

弁護士 鈴木哲郎(名古屋北法律事務所)

民商は、会員のみなさんの会費で運営されています。毎月15日集金
月末100%集金へ、みなさんのご協力をお願いいたします。